けいはんな情報通信オープンラボ研究推進協議会分科会設置要綱

(活動)

第 1 条　けいはんな情報通信オープンラボ研究推進協議会(以下「協議会」という)部会設置要綱第 5 条の規定に基づき部会の承認により分科会を設置する。

2　各分科会の活動は分科会で検討を行う。

(構成)

第 2 条　分科会は、参加を希望する会員で構成する。

2　分科会リーダーは必要に応じ、会員以外の者の参加を求めることができる。

(役員)

第 3 条　分科会には、部会長が指名したリーダーを置く。

2　リーダーは、分科会を代表し、分科会の活動を統括する。

3　分科会には、部会長が指名したサブリーダーを置くことができる。

4　分科会には、リーダーが指名したアドバイザーを置くことができる。

5　サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故などがあるときはその職務を代行する。

(分科会の開催)

第 4 条　各分科会は、各分科会リーダーが招集する。

2　各分科会は、必要に応じて随時開催する。

3　各分科会は、必要に応じて書面、E メール等による分科会とすることができる。

(WG)

第 5 条　各分科会には、一つ以上の WG を置くことができる。

2　WG には、各分科会リーダーが指名した主査を置く。

3　WG には、各分科会リーダーが指名した副主査及びアドバイザーを置くことができる。

4　WG の運営に必要な事項は各分科会または WG で定める。

(経費の負担)

第 6 条　分科会又は WG において共同研究開発等の活動を行う場合の経費は、協議会規約第 9 条第 2 項に基づき、協議会の会費とは別に、実験等に参加する会員から分担金を徴収できる。

(庶務)

第 7 条　分科会の庶務は、協議会の事務局が行う。WG の庶務は各 WG 主査及び副主査が統括する。

(細則)

第 8 条　この設置要綱に定めるもののほか、分科会の運営に必要な事項は、分科会で定める。

附則　この設置要綱は、平成 15 年 4 月 17 日から施行する。

改版履歴

・ 平成 16 年 5 月 19 日　協議会名称変更